

標準修業年限（3年）未満で学位論文を提出する場合（早期修了）の基準

下記の各号をすべて充足した者は、標準修業年限未満であっても学位論文を提出することができる。

記

1. 岩手大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）の在学期間が1年（大学院修士課程を2年未満の在学期間をもって修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含み3年）以上に達した者であること。（見込みを含む。）
2. 申請しようとする学位の種類（農学あるいは学術）に応じ必要な授業科目を履修し、単位を修得した者であること。
3. 学位論文審査に関する中間発表会を終了していること。

4. 研究業績に関し、以下の（1）または（2）を満たしていること。

- （1）学術論文（※）が5編以上あること。その中に、研究科在学中に掲載が決定した申請者を単独筆頭著者とする論文が含まれていること。
- （2）学術論文が3編以上あり、その中に特に優れた論文が含まれていること。「特に優れた論文」は、研究科在学中に掲載が決定した申請者を単独筆頭著者とする論文であり、かつその論文が以下のいずれかに該当するものであること。
 - 1) 学会の学術賞、論文賞等を受賞した学術論文（ポスター賞、奨励賞等は含めない）。
 - 2) 当該分野における著名な研究者（学術賞等の受賞歴を有する者等。構成大学の教員は除く。）から申請者の研究業績が優れたものであることを証明する文書が提出されていること。
 - 3) 上記の1) または2) によらず、客観的に優れた論文であると認められる業績であること。

（※）学術論文とは、学会誌等レフェリー制度のあるしかるべき刊行物に掲載した和文又は英文による、学位申請者を筆頭著者とする論文で、学位論文の基礎となる公表論文をさす。

5. 主指導教員が推薦する者であること。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から適用する。ただし、平成18年度以前の入学者については、ゼミナール制の基準を適用する。

附 則

この基準は、平成21年2月13日から施行し、平成20年12月8日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。